

2011年4月8日

全国中小企業団体中央会
会 長 鶴 田 欣 也 様

日本労働組合総連合会
会 長 古 賀 伸 明

東日本大震災に関する雇用・労働問題等についての要請

3月11日に発生した東日本大震災からまもなく1ヶ月が経過しようとしています。未だ多くの方々が避難所に身を寄せられ、疲労と不安を抱えながら厳しい環境での生活を余儀なくされています。直接被災された方、避難中・復旧作業中に災害に巻き込まれた方、工場・事業所等の損壊により休業等を余儀なくされた方などが大勢いることに加え、原発事故や計画停電等による影響など、国民生活や経済活動への影響は広範かつ甚大になっています。

私ども連合は、被災者救援のため被災地へのボランティア派遣をただちに開始するとともに、災害に伴う雇用問題に直面している労働者からの労働相談にも対応しておりますが、雇用・労働問題については深刻な相談・要望が多数寄せられております。雇用の維持・安定は、社会の安定の基盤であり、被災地を含めた我が国の復興に際しても必要不可欠です。ついては、希望と安心につながる復興・再生に向けて、ともに全力で取り組んでいただきますよう、下記の事項を要請いたします。

記

1. 雇用維持への最大限の努力

震災による影響は、直接被災した事業所だけでなく、関連企業や取引先にも拡大しつつある状況にあることから、正規労働者・非正規労働者等を問わず、震災等を理由とする解雇や雇止め等が行われないよう、会員企業に対して、以下の事項に関する理解と協力を求めています。

- (1) 企業の雇用責任の観点から、非正規労働者も含めた労働者の雇用維持に最大限努めること。また、雇用調整助成金の積極的な活用もはかり、休

- 業・出向時の賃金・休業補償に努めること。
- (2) 震災等を理由とした安易で不当な解雇は行わないこと。
 - (3) 失業なき労働移動のため、産業雇用安定センターの出向等支援協力員の増員に積極的に対応するとともに、同センターによる出向・移籍等のスキームの周知をはかること。
 - (4) 労働者派遣や有期契約労働者について、特に下記の点に留意する。
 - ① 派遣労働者や有期契約労働者について、期間途中の解雇や安易な雇止めを行わないこと。
 - ② 派遣先は労働者派遣契約を解除する場合は、「派遣先が講ずべき措置に関する指針」に沿って、就業先のあっせんを行うなど新たな就業機会の確保を図るとともに、休業手当相当額の損害賠償を行うこと。
 - ③ 派遣元は労働者派遣契約の解除が行われた場合は、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」に沿って、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図るとともに、それができない場合でもまず休業等を行い、休業手当を支払うこと。

2. 新規学卒者等への対応

- (1) 新規学卒者等の採用内定については、震災等を理由に安易に取消を行わないこと。
- (2) 内定を取り消された新規学卒者をはじめ、震災により職を失った労働者を一人でも多く雇用するよう努めること。
- (3) 来春の新規学卒者の採用活動については、被災状況にも十分に配慮すること。

3. その他

- (1) 被災地の復旧・復興に向けたボランティア活動を支援する観点から、ボランティア休暇の創設および取得しやすい環境の整備をはかること。
- (2) 東日本における夏場の大幅な電力不足による計画停電を回避するため、電力消費のピーク抑制・平準化対策及び企業が保有する既存発電設備の活用などに最大限取り組むこと。
- (3) 福島原発事故による風評被害を防止するため、出荷制限の対象外である安全な農畜産物等については仕入れ抑制を行わないこと。

以 上